

保険者機能強化アクションプラン(第2期)に係る 実施状況(平成25年度パイロット事業等について)

平成25年度パイロット事業について

平成25年度パイロット事業については、5支部6事業を実施。
 熊本支部の事業は、来年1月から全国展開を行う予定。
 他の事業については、今後全国展開の可否を検討。

支部	事業名	目的及び概要	結果	備考
熊本	無資格受診者に係る医療給付費の精算について	<p>【目的】 熊本市国保と支部との間において、無資格受診者の医療給付費を精算する仕組みを構築し、加入者へのサービス向上に寄与する。</p> <p>【概要】 熊本市との協定を足掛かりとして、無資格受診者の医療給付費を保険者間で精算しようとするもの。</p>	<p><支部、熊本市合計> 【対象債権】 69件 【うち精算件数】 15件</p> <p>※実施期間：25年11月～26年3月</p>	<p>協会本部と国保中央会において、無資格受診者等に係る医療給付費等の精算に関する契約を締結し、27年1月から保険者間での精算を実施する予定。</p>
埼玉	メンバーシップサービス <埼玉支部カフェテリアプラン>	<p>【目的】 協会加入者にとっての福利厚生、また協会と事業所との距離を縮める。</p> <p>【概要】 協会の加入者であれば、協会HPから利用申し込みをすることにより、利用券が発行される。それを提携企業に提示すれば、優待サービスを受けることができる。主なサービスは、福祉用具の割引、スイミングスクール入会金免除等。</p>	<p>【申し込み件数】 40件 【利用券発行件数】 25件 【提携企業数】 5社</p> <p>※実施期間：26年2月～26年3月</p>	

支部	事業名	目的及び概要	結果	備考
広島宮城	医療機関における資格確認事業	<p>【目的】 資格喪失後受診の防止、返納金債権発生抑制、適正な資格による保険診療の推進を図る。</p> <p>【概要】 医療機関の窓口において、専用のシステムにログインし保険証の記号番号等を検索すると、協会加入者の保険証の資格の有無が分かる。</p>	<p>【参加医療機関】 101医療機関 ※26年7月時点</p> <p>【システム使用実績】 1医療機関あたり 約100件/月 ※26年6月時点</p> <p>【喪失後受診減少率】 -7.5%(対前年) ※比較期間:24年7月~25年2月 25年7月~26年2月</p>	
広島	行政及び歯科医師会等と連携した歯科健診推進事業	<p>【目的】 県や歯衛連と協力し、動脈硬化・糖尿病等に影響を与える歯周病の治療に結びつける仕組みを構築する。</p> <p>【概要】 検診車を利用する事業所を中心に、5事業所を選定。健診と同じ場所で続けて唾液検査(*1)を実施できるように配慮した。陽性者に対しては、後日、医療機関へ受診勧奨を行った(*2)。</p> <p>*1:歯周病の簡易検査 *2:当該事業は広島県が主体の共同事業であり、健診会場への歯科医師等の派遣費用や簡易検査後の歯科健診(本人負担無し)の費用などは県の負担で実施。</p>	<p>【唾液検査受診者】 786人</p> <p>【うち陽性者】 368人</p> <p>【うち歯科健診受診者】 60人</p> <p>※平成26年3月時点</p>	

支部	事業名	目的及び概要	結果	備考
大分	一社一健康宣言事業	<p>【目的】 「見える化」した健診データを提供することで、中小企業の事業主・従業員の健康意識の改善、健康行動の変容支援を行う。</p> <p>【概要】 事業主に健康経営を取り入れるために、「一社一健康宣言」を実施。参加企業のメリットとして健康づくりに取り組むためのITツール(*)を導入。ITツール等を活用し、事業所が自主的に健康づくりに取り組む。 * 利用者の健康増進・生活習慣予防をサポートするための情報を提供するウェブサイト。</p>	<p>【健康宣言事業所数】 292社</p> <p>※平成26年8月時点</p>	
大分	保健指導初回面接未実施者へのアプローチ	<p>【目的】 事業所都合で特定保健指導を実施できなかった者に対し、自身の健康状況やリスク等が確認できる情報を送付することで、特定保健指導の実施率を上げる。</p> <p>【概要】 特定保健指導未実施の約500事業所、約2,200人に対し、「みらい予報(*)」の情報を付加して、加入者宛てに保健指導勧奨通知を送付。特定保健指導の必要性を訴えた。また、特定保健指導の実施場所として市の施設も活用できるように案内した。 * みらい予報とは、久山町住民を対象に疫学調査を実施し、10年後の発症リスクを表したシステム</p>	<p><1回目・2回目合計> 【通知件数】 2,198件 【うち返信数】 95件 【うち保健指導実施件数】 75件 (実施場所:市の施設 55件 事業所 25件)</p> <p>※平成26年2月時点</p>	

「地方自治体との連携強化」に向けた取組み

- 地方自治体の医療政策当局との間で**保健事業の推進に関する包括的な協定の締結**を通じて、保健事業の共同実施や、市町村国保と医療情報の共同分析、ジェネリック医薬品の普及促進等、医療費適正化に関する幅広い連携・協働を推進
- 都道府県の審議会等への積極的な参画
 - ⇒ 都道府県の医療計画を策定する審議会や都道府県医療費適正化計画に係る検討会への参画
 - ⇒ 都道府県ジェネリック使用促進協議会への参画

（１）地方自治体等との協定等の締結状況（H26年9月10日現在〔予定を含む〕）

保健事業の共同実施等に関し、地方自治体等と協定等を締結した支部
…… 37支部 うち、都道府県との協定等締結については 21支部

（２）医療計画参画状況（H26年3月現在）

都道府県の医療計画策定に関する場へ参画している支部
…… 13支部（秋田、山形、福島、埼玉、富山、岐阜、静岡、三重、滋賀、広島、徳島、熊本、大分）

（３）都道府県医療費適正化計画に係る検討会への参画状況

27支部 → 30支部 ※設置都道府県数 33
(24年度) (25年度)

（４）都道府県ジェネリック使用促進協議会への参画状況

25支部 → 30支部 ※設置都道府県数 37
(24年度) (25年度)

（５）第6次医療計画（25年度～）策定に関するパブリックコメント（H25年3月現在）

平成25年度から適用される第6次医療計画策定に関するパブリックコメントに保険者として意見を提出した支部
……13支部（東京、青森、岩手、山形、福井、愛知、和歌山、島根、福岡、熊本、大分、鹿児島、沖縄）

＜協会けんぽ支部と地方自治体との包括的な協定締結状況＞

※平成26年9月10日時点
(予定を含む)

	支部名	締結日	都道府県	締結日	市区町村
1	北海道			H26.3.20	札幌市
2	青森	H26.2.12	青森県	H26.3.25	八戸市
3	岩手	H26.3.27	岩手県		
4	宮城	H26.5.9	宮城県	H26.3.28	仙台市
5	秋田	H26.2.14	秋田県	H26.2.14	秋田市
6	山形	H24.11.22	山形県		
7	福島	H26.5.30	福島県	H25.6.6	伊達市
8	茨城	H26.2.7	茨城県		
9	栃木				
10	群馬			H26.7.18	前橋市
11	埼玉			H26.5.28	さいたま市
12	千葉	H26.7.16	千葉県	H26.5.15	千葉市
13	東京			H25.3.19 H25.12.19	世田谷区 葛飾区
14	神奈川			H25.11.22	横浜市
15	新潟			H25.7.1 H25.7.1	見附市 三条市
16	富山			H26.2.28	富山市
17	石川				
18	福井				
19	山梨	H26.3.28	山梨県		
20	長野				
21	岐阜			H25.6.21	岐阜市
22	静岡	H24.6.18	静岡県	H26.5.7 H26.8.28 H26.9.1 H26.9.24	静岡市 浜松市 島田市 富士市
23	愛知			H25.11.14 H26.7.2	名古屋市 小牧市
24	三重	H26.9.23	三重県	H26.2.19	菰野町

	支部名	締結日	都道府県	締結日	市区町村
25	滋賀			H26.5.13 H26.10.1	大津市 東近江市
26	京都				
27	大阪			H25.6.28 H26.7.29	高石市 大阪狭山市
28	兵庫			H25.6.18 H26.3.25	豊岡市 神戸市
29	奈良	H23.1.6	奈良県		
30	和歌山				
31	鳥取	H26.5.12	鳥取県	H26.4.17 H26.9.29	琴浦町 智頭町
32	島根	H26.8.20	島根県		
33	岡山			H26.3.25 H26.8.12	備前市 矢掛町
34	広島	H25.10.11	広島県	H25.3.28 H25.10.11	呉市 県内全23市町
35	山口	H25.12.16	山口県		
36	徳島	H25.12.12	徳島県		
37	香川				
38	愛媛				
39	高知				
40	福岡				
41	佐賀	H26.3.24	佐賀県	H26.7.16	佐賀市
42	長崎			H26.3.17	長崎市
43	熊本	H26.7.23	熊本県	H25.3.27	熊本市
44	大分	H26.9.3	大分県		
45	宮崎			H26.4.11	宮崎市
46	鹿児島	H26.3.26	鹿児島県		
47	沖縄			H26.2.24 H26.7.23 H26.9.2 H26.9.22	南城市 那覇市 久米島町 読谷村

…第55回運営委員会(H26.6.23)以降に協定等を締結した、または予定している地方自治体

○ 色が塗られている都道府県は、地方自治体との間で健康づくりの推進に向けた包括的な連携を目的とした協定・覚書を締結した支部を示す（H26年9月10日現在〔予定を含む〕）。

○ 協定締結後の主な取組事例については以下のとおり。

【広島】呉市と同様の「糖尿病重症化予防事業」を実施し、協会けんぽと呉市をまたいで資格が継続した場合に引き継ぐ仕組みを構築

【鳥取】鳥取県と連携し、企業の健康づくり内容に応じてポイントが加算される「健康経営マイレージ事業」を実施

【山形】山形県が実施している禁煙ステッカー事業について協力連携、健康経営セミナーの共同開催

【福島】伊達市と連携し、小学校における健康教室、お薬に関する市民講座を開催

【佐賀】佐賀県及び佐賀市と連携しコンビニエンスストアと併設する施設で特定検診（メタボ検診）とがん検診が受診できるサービスを実施

【東京】世田谷区民の協会けんぽと国民健康保険加入者のデータに基づき健康状態を把握

【熊本】熊本支部と熊本市の医療費データ及び健診結果データに基づく共同分析

【静岡】静岡県内の各医療保険者の協力により、健診データを静岡県に集約し「特定健診・特定保健指導に係る健診等データ報告書」を作成

都道府県または政令指定都市、特別区との協定等締結（予定を含む）

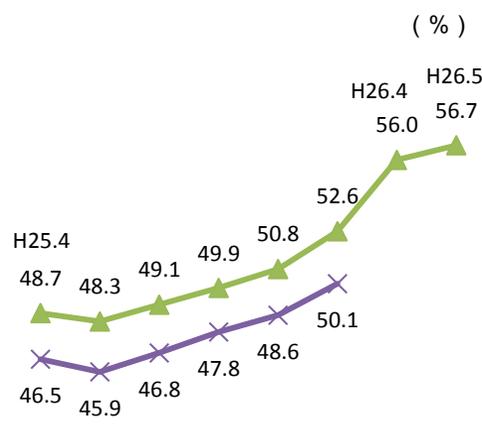
上記以外の市町村との協定等締結（予定を含む）

支部	協定締結の自治体	協定・覚書の連携・協働事項	取組事例
山形支部	山形県	○特定健診やがん検診の受診促進、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底等、県民の健康づくりの推進に向けて、連携・協力を図る。	山形県が実施している禁煙ステッカー事業について協力連携、健康経営セミナーの共同開催
福島支部	伊達市	○特定健診・がん検診等の受診促進に関すること ○小学生を対象とした健康教室開催に関すること	伊達市と連携し、小学校における健康教室、お薬に関する市民講座を開催
東京支部	世田谷区	○区民の健康状況等を把握するための特定健診結果等の情報の共有や分析、医療費分析	世田谷区民の協会けんぽと国民健康保険加入者のデータに基づき健康状態を把握
静岡支部	静岡県	○特定健診結果の分析、医療費分析等の調査研究に関すること ○調査研究結果や最新の知見、健康情報等の定期的な情報交換に関すること	静岡県内の各医療保険者の協力により、健診データを静岡県に集約し「特定健診・特定保健指導に係る健診等データ報告書」を作成
鳥取支部	鳥取県	○県が取り組む健康づくり事業への連携・協力	鳥取県と連携し、企業の健康づくり内容に応じてポイントが加算される「健康経営マイレージ事業」を実施
広島支部	呉市	○糖尿病性腎症等重症化予防事業に関する覚書	呉市と同様の「糖尿病重症化予防事業」を実施し、協会けんぽと呉市をまたいで資格が継続した場合に引き継ぐ仕組みを構築
佐賀支部	佐賀県 佐賀市	○特定健診、がん検診の受診促進に関すること	佐賀県及び佐賀市と連携しコンビニエンスストアと併設する施設で特定検診(メタボ検診)とがん検診が受診できるサービスを実施
熊本支部	熊本市	○特定健診結果の分析、医療費分析等の調査研究に関すること ○調査研究結果、最新の知見、健康情報等の定期的な情報交換に関すること	熊本支部と熊本市の医療費データ及び健診結果データに基づく共同分析

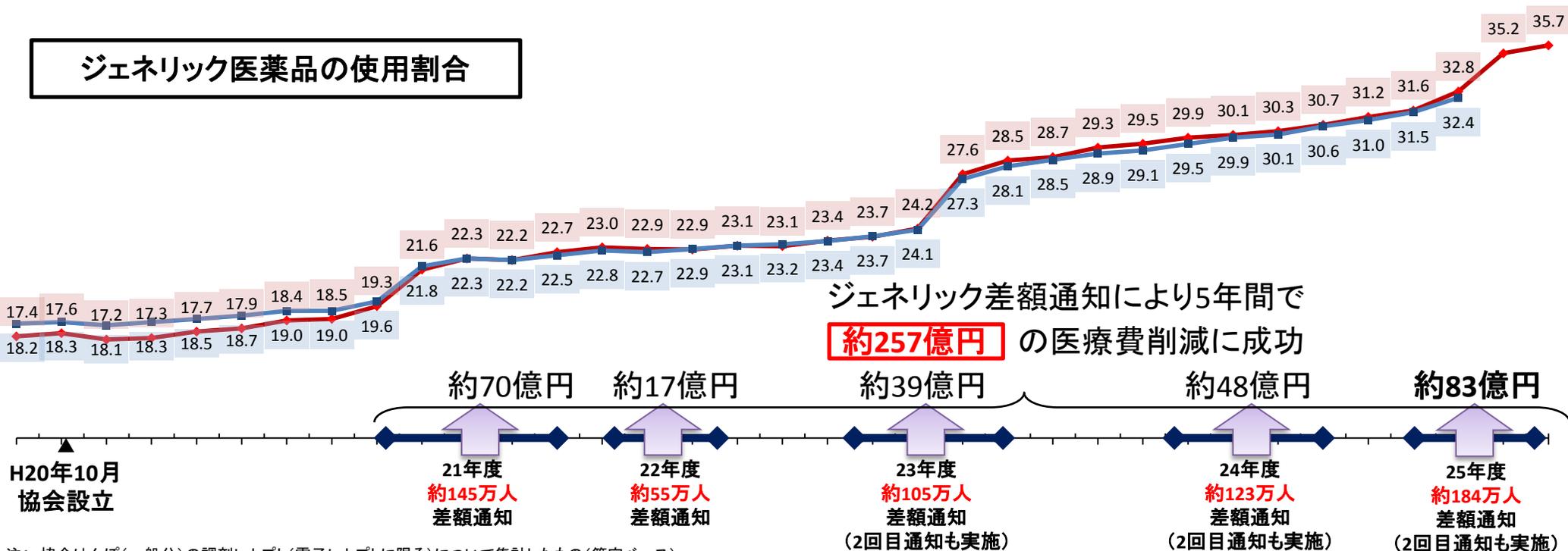
「ジェネリック医薬品の使用促進」に向けた取組み

- ◆ 協会けんぽ加入者のジェネリック使用割合は、平成26年5月時点で **35.7%** (旧指標)・**56.7%** (新指標)。医療保険全体の使用割合と比べても高い水準。
- ◆ 設立以降「ジェネリック医薬品軽減額通知」を実施。通知した加入者のおおむね4人に1人がジェネリック医薬品へ切り替え実施。これまでの財政効果額は約**257億円**(単純推計ベース)。

- 協会けんぽ(一般) 旧指標
- 医療保険計 旧指標
- ▲ 協会けんぽ(一般) 新指標
- ✕ 医療保険計 新指標



ジェネリック医薬品の使用割合



ジェネリック差額通知により5年間で **約257億円** の医療費削減に成功



注1. 協会けんぽ(一般分)の調剤レセプト(電子レセプトに限る)について集計したもの(算定ベース)。
 注2. 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
 注3. 「新指標」は、〔後発医薬品の数量〕÷〔(後発医薬品のある先発医薬品の数量)+(後発医薬品の数量)〕で算出。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。速報値である。
 注4. 「旧指標」とは、平成24年度までの後発医薬品割合(数量ベース)の算出方法をいう。旧指標による算出では、平成22年4月以降は、経腸成分栄養剤、特殊ミルク製剤を除外し、平成24年4月以降は、経腸成分栄養剤、特殊ミルク製剤、生薬及び漢方製剤を除外している。
 注5. 医療保険計(公費負担医療を含む)は、厚生労働省調べ。
 注6. 後発医薬品の収載月(6月と12月)には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、新指標による後発医薬品割合が低くなる可能性がある。

ジェネリック医薬品軽減額通知サービス事業・軽減効果額の推移

※ 軽減額／月×12か月(単純推計)

	通知対象条件等	通知対象者数	コスト (郵送料含む)	軽減効果人数 (切替割合)	医療費全体		
					軽減額／月	軽減額／年※	
21年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 40歳以上の加入者 ➤ 軽減効果額:200円以上 	約145万人	約7.5億円	約38万人 (26.2%)	約5.8億円	約69.6億円	
22年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 35歳以上の加入者 ➤ 軽減効果額:300円以上 ➤ 21年度送付者は除く 	約55万人	約4.7億円	約11万人 (21.5%)	約1.4億円	約16.8億円	
23年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 35歳以上の加入者 ➤ 軽減効果額:300円以上 ➤ 22年度送付者は除く ➤ 22支部は2回目通知を実施 	約105万人	約5.0億円	約25.3万人 【1回目】(23.3%) 【2回目】(25.4%)	約3.3億円	約39.3億円	
24年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 35歳以上の加入者 ➤ 軽減効果額 【1回目】医科:400円以上/調剤:200円以上 【2回目】医科:400円以上/調剤:400円以上 ➤ 23年度送付者は除く ➤ 全支部2回目通知を実施 	約123万人	約4.8億円	約30.7万人 【1回目】(25.1%) 【2回目】(24.9%)	約4.0億円	約48.0億円	
25年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 35歳以上の加入者 ➤ 軽減可能額 【1回目】医科:400円以上/調剤:250円以上 【2回目】医科:400円以上/調剤:400円以上 ➤ 24年度送付者も通知対象とする。 	合計	約184万人	約2.4億円	約47.3万人 (25.3%)	約6.9億円	約83.1億円
		1回目	約134万人 (全支部)		約32.3万人 (24.0%)	約4.4億円	約52.8億円
		2回目	約50万人 (全支部)		約15万人 (29.0%)	約2.5億円	約30.3億円

- 2回目通知は、1回目通知送付者のうち、『切替効果がなかった者』または『まだ一定額以上軽減額が見込める者』を対象に実施。
- 25年度は、調達方式を「総合評価落札方式」に変更したこと、また委託先業者が変更となったことにより大幅なコストダウンが実現。
- 26年度は、通知対象者数のさらなる増加を図る予定。
- なお、通知対象者数は、住所不備等により届かなかった不着分通知件数も含む発送数全体をいう。